

第 10 期東郷町高齢者福祉計画の概要について

1 策定の趣旨

「第 9 期東郷町高齢者福祉計画」の計画期間が令和 8 年度で満了するため、高齢者福祉を取り巻く諸課題を勘案しながら施策の見直しを行い、本町の高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう、次期計画を策定します。

2 計画の構成と根拠法

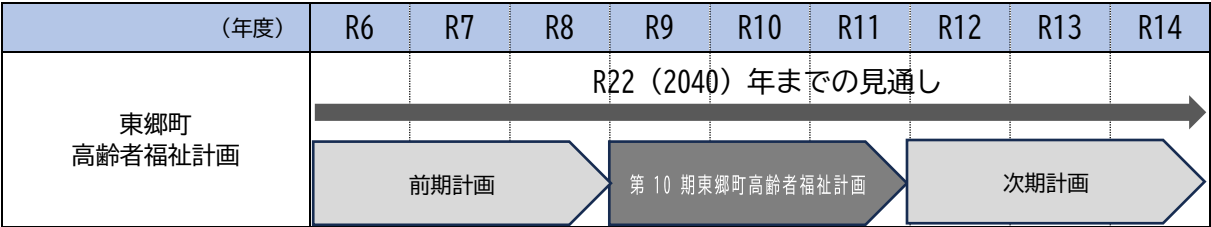
本町における高齢者の現状を踏まえ、国の介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定します。

また、令和 6 年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく「認知症施策推進計画」を包含するものとします。

- ・介護保険事業計画
「介護保険法」第 117 条第 1 項の規定による
- ・老人福祉計画
「老人福祉法」第 20 条の 8 第 1 項の規定による
- ・認知症施策推進計画
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条第 1 項の規定による

3 計画の期間

計画の計画期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とします。



4 第10期東郷町高齢者福祉計画の方針

(1) 基本理念

計画の基本理念は、前回策定時も引き継がれて設定されており、また、国の方針との方向性を堅持し、これまでの基本的な考え方や今後の方向性を踏まえ、「第9期東郷町高齢者福祉計画」の理念を継承し、「いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を計画の基本理念としたいと考えています。

(2) 施策体系

第9期計画（現行計画）は、「予防」「生活支援」「医療・介護」「支援体制」の視点から4つの基本目標を設定し、事業までを含めて3階層で体系化しています。

国においても「地域包括ケアシステムの深化と推進」は引き続き重要なキーワードであり、本町の目標もこの地域包括ケアシステムの構成要素を基本として設定されていることから、この体系を引き継ぐものとします。

なお、今期より「認知症施策推進計画」を本計画に包含することに伴い、従来は基本施策の一つであった認知症施策を独立させ、新たに基本目標として追加します。これにより、今後は5本の基本目標を柱として、より重層的な施策展開を図ります。

(3) 進行管理

第9期計画（現行計画）から引き続き、「東郷町地域ケア推進会議」に進捗状況を報告し、それぞれの立場から意見を聴取しながらPDCAの手法により計画の推進状況の評価・確認に努めます。

5 第 10 期東郷町高齢者福祉計画の策定事項

(1) 基本的な考え方

国が示す「基本指針」に即して、市町村・都道府県は介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定することとされています。そのため、このたび策定する「第 10 期東郷町高齢者福祉計画」も、この「基本指針」が示す考え方や成果目標等を踏まえて策定します。

- ・介護保険法第 116 条第 1 項において、「厚生労働大臣は、・・・(中略)・・・総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める」とされている
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下、医療介護総合確保促進法）で定める「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に即して定めることとされている

(2) 掲載する事項

各計画には、「介護保険法」及び「老人福祉法」に基づき、次の事項を掲載します。また、国が示す「基本指針」に即して、必要な事項について検討し、掲載します。

併せて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく「認知症施策推進計画」に該当する事項を掲載します。

(介護保険事業計画)

【必須事項】

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における必要利用定員数
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について)
- ・各年度における種類ごとの介護サービスの見込量
- ・各年度における地域支援事業の見込量
- ・自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標

【努める事項】

- ・必要利用定員数の確保のための方策
(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について)
- ・種類ごとの介護サービスの見込量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用と、見込量の確保のための方策
- ・中長期的な推計
(種類ごとの介護サービスの量、保険給付に要する費用、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用、保険料の水準について)
- ・介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質向上に資する都道府県と連携した取組
- ・介護サービス事業者間の連携の確保に関する取組
- ・認知症施策の推進

- ・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の入居定員数
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・高齢者の居住に係る施策との連携

（高齢者福祉計画）

【必須事項】

- ・当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

【努める事項】

- ・老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項
- ・老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

（認知症施策推進計画）

【基本法第 14 条から第 25 条までに規定する基本的施策】

- ・認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ・認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ・相談体制の整備等
- ・研究等の推進等
- ・認知症の予防等